

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 26 日現在

機関番号：32423

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2014～2016

課題番号：26381142

研究課題名（和文）児童養護施設における幼児期の生活実態把握と支援ネットワーク形成に関する研究

研究課題名（英文）A study on understanding early childhood current living conditions in a Children's Nursing Home and support network formation

研究代表者

坪井 瞳 (TSUBOI, Hitomi)

浦和大学・こども学部・講師

研究者番号：90438896

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、児童養護施設に入所する幼児の生活実態を把握し、課題を明らかにすることである。調査の結果、就学前教育機関の利用は66.5%、うち幼稚園が最も高く57.0%であった。4・5歳児に限定した結果を見ると、全国に比べ約12ポイントも低位にあった。また、幼稚園の児童養護施設の幼児に対する理解、入園時の「選抜」、幼稚園利用に伴う児童養護施設職員の負担などの課題が見いだされた。また、心理的・発達の・社会的に支援が必要な幼児も多い状況も確認された。「発達の連続性」の観点からも、就学後の教育支援のみならず、就学前の段階から多様な支援の場が必要である。

研究成果の概要（英文）：This study aimed to understand real life situations of young children living in a children's nursing home and to clarify problems. Survey results showed that use of pre-school educational institutions are 66.5% and kindergarten use was the highest at 57.0%. Viewing results limited to children age 4.54 to 5, this was about 12 points below the nationwide percentage. Problems were uncovered such as understanding of kindergarten's young children from the children's nursing home, "selection" during school admission, and the burden for children's nursing home staff due to kindergarten usage. Additionally, it was confirmed that many children are in need of psychological, developmental, and social support. From a "continuity of development" standpoint, it is necessary not only to have educational support after school enrollment but to also have places for a variety of supports prior to school enrollment.

研究分野：教育学・教育社会学

キーワード：児童養護施設 就学前教育 幼稚園 機関連携

1. 研究開始当初の背景

近年、世界的に社会的排除層に対する乳幼児発達支援を通じた教育格差の是正への期待という面からも保育・幼児教育への注目は高まっている。本研究は、日本における社会的養護下にある児童養護施設の幼児期の生活実態を明らかにし、その実態を教育権の保障という観点から捉える。それらを基に、児童養護施設の幼児期や支援システムの問題の理解に迫るとともに、幼児期を基盤とした児童養護施設の子どもの将来的な生活・教育を支援するためのネットワークモデルの構築を検討するものである。

児童養護施設(以下、施設)は、全国に 585 施設、29,114 人の子どもが生活している(2012 年、厚生労働省調査)環境上、児童虐待、家庭生活に困難を抱えるなど社会的排除層の家庭の子どもなど、養護を要するおおむね 2 歳~18 歳までの子どもの養育を行う施設である。最近では家庭復帰を望まず、在所年数の長期化が進んでいる。家庭復帰が見込めない際の子どもの進路は、中学校修了後の非進学者は退所となり、高校等進学者は修了後のおおむね 18 歳の時点で退所となり、自立の道を歩まなければならない。「袋小路の生活」の再生産に陥りやすい青年期の進路問題の困難さについての研究は、本研究代表の坪井(2011,2012,2013)や西田ら(2011)の研究がある。

また、施設入所時の年齢は、0~5 歳時が全体の 53.8%(2008,厚生労働省調査)であり、就学前である幼児期の入所が半数を占めている状況は看過できない。それだけ幼児期に施設での生活を経験する子どもがいるにもかかわらず、施設の子どものに関する研究は、先に述べた進路問題、虐待対応やかかわりに難しさがある子どもへの対応をはじめとする対象児を絞った事例検討が多くを占め、本調査が対象とする施設の幼児期の生活実態に関する包括的な研究は存在しない。

さらに、施設外での教育や生活の場について見ると、学齢以降の子どもは義務教育機関である小学校・中学校、もしくは高等学校に通学しており、施設外での生活や教育の場が保障されている。一方、学齢以前の子どもの保育や教育の場である保育所や幼稚園は義務教育機関ではないため、入所・就園はその施設に拠るが、そうした基礎的なデータについても所管する厚生労働省や全国児童養護施設協議会での統計が存在しない等をはじめ、幼児期の子どもの実態に関する統一的な調査や基礎的なデータに欠けている現状が確認される。

幼児期への着目に至る経緯は、本研究メンバー全員による 4 ヶ年の「被虐待児の援助に関わる学校と児童養護施設の連携」(子どもの虹情報研修センター,2010~2013)、

本研究メンバーの坪井・保坂が参画した「「学校に行かない」子ども教育権保障をめぐる教育臨床社会学的研究」(科研,2010-2012)が基盤となっている。なかでも、坪井(本研究代表者)が において行った施設の進路問題に関する調査研究から、今回の研究テーマの着想に至った。そこでの結果は以下の 5 点である。

- 1) 施設の高校進学状況や学力保障のための学習支援者に対する調査を通し、低進学率のみならず、進学先も学力困難校に偏っているなど、厳しい現実と直面している
- 2) 「高校を卒業することは今日の社会においてきわめて重要な『資格』として機能しており、『高校卒業資格』のない者は就職において非常に不利な立場に置かれることはもはや常識」(小野・保坂,2012)、学習保障とそれを基盤とした進学保障は、施設の子どものにとって、その後の人生を左右する大きなファクターである
- 3) 高卒という学歴を獲得することが社会への参加条件になることが明らかな社会であるにもかかわらず、施設では学習支援に関する制度上の基盤は未整備かつ各施設の自助努力に拠る
- 4) 発達障害など特別支援教育を必要とする子ども、低学力、被虐待経験による人間関係の構築の困難さ、基本的な生活習慣が確立しない子どもの姿
- 5) 施設においては知識獲得や学力向上という狭義の学習支援だけではなく、自己肯定感を高め、生活や遊びを通して社会のルールやマナー、物事に取り組む姿勢や意欲を育てるなど、学びの芽としての「学習+生活支援」が学習の内実であり、子どもたちの学びの芽の不足により、結果的に学習からドロップアウトせざるを得ない状況がある。

以上の結果から、必要な学力を身につけようにも、幼児期に身につけるべき「心情・意欲・態度」という生活を通じた教育の不足がある。そのため、将来的な生活や教育を見通し、自立への基盤となる幼児期の重要性、保育・幼児教育の援用の必要性が改めて確認される。また、施設独自の努力のみでは方途を見つけるには難しい状況であり、関連分野との連携や社会との接続・ネットワークモデルの構築も必要であろう。

日本における保育・幼児教育の領域では、よりよい保育・教育を目指すことについての研究は進んでいるが、社会的養護下にある子どもの保育・教育に関する研究は視野に置かれていない。教育社会学領域では近年、社会的排除・包摂という観点からの研究が見られるが(西田 2011、稲垣 2012、酒井 2013 など)、これらは就学以降を対象としており、本研究が対象とする幼児期については触れられていない。これまでの教育社会学の対象が学校教育を基盤にしてきたゆえであろう。ようやく教育社会学研究第 88 巻(2011)では、創刊後初の「幼児教育の社会

学」で特集テーマが組まれるなど、就学前の子どもに焦点が当てられるようになってきたが、未だ萌芽期であると言えよう。国際的には、2000年以降、OECDのStarting StrongやUNESCOのEFAなどを始め、幼児期が人生の基盤(かつ「国家の豊かさ」)の基礎を形成する役割を強調している。なかでも、社会的排除層にある人々への乳幼児発達支援を通じた教育格差の是正への期待という面からも保育・幼児教育への注目は高まっている。

2. 研究の目的

(1) 質問紙調査を通じた実態の把握

全国601施設に対する質問紙調査では、児童養護施設で生活する幼児の生活実態に關しての調査を行う。

(2) システム・制度の検証

(1)を通して浮かび上がる実態から、インタビュー調査を通じてシステムや法制度の課題を整理する。

(3)支援ネットワーク形成に向けて、実態を踏まえた上での理論検討 子どもの権利をどのようにして包括的に保障しうるのか、その際に制度あるいは教育を含めた諸々のシステムはどのように構築されなければならないかを検討し、提言を行う。

3. 研究の方法

(1) 質問紙による予備調査

・(2)に向けた首都圏A県での質問紙による予備調査

(2) 全国585施設に対する質問紙による悉皆調査

・児童養護施設における幼児に対する処遇・職員体制の状況

・全国の児童養護施設における幼稚園就園率
以上の観点を中心に質問紙を設計し、全国585施設への質問紙を送付・回収を行う。その後データ化・分析を行い、全国の施設における実態や傾向を把握する。

(3) インタビュー調査

・(2)のより詳細な調査を実施するため、調査協力を得られた施設に対する聞き取り調査を行う。

4. 研究成果

(1) 児童養護施設の幼児・日中の居場所

まず、児童養護施設の幼児の日中の居場所について見ると、2歳児が76.5%と約8割の子どもが施設内保育を受けている。3歳児は幼稚園利用が40.6%、施設内保育が39.3%と幼稚園・施設半々の状況であるが、4歳児・5歳児は幼稚園利用がそれぞれ70.9%・

77.4%と利用増へと転じている。幼稚園への入園可能年齢は基本的には3歳児からであり、また園によっては2年保育の実施で4歳児からの入園となることも関連しているだろう。保育所の利用は2歳未満児から3歳まではほぼ無、4歳児は3.6%、5歳児は3.7%とごくわずかな数である。同じく認定こども園も、全年齢において10%に満たない。

次に、先の児童養護施設の幼児の日中の居場所と全国データとを比較すると、児童養護施設の就学前教育機関利用の独自性がはっきりと見えてくる。

まず、1・2歳児においては、全国では保育所34.5%、家庭57.2%に大きく分かれるが、児童養護施設では74.2%が施設内保育であり、ほぼ就学前教育施設の利用は見られない。

3歳児においては、全国では幼稚園37.7%、保育所42.1%、家庭10.6%と約8割の幼児が就学前教育機関の利用がある一方、児童養護施設では幼稚園40.6%、保育所0.0%、施設内保育39.3%、就学前教育機関の利用は4割と、全国に比べ約半分の割合の利用に留まっている。

4・5歳児においては、全国では幼稚園48.2%、保育所42.9%、家庭0.0%とほぼ全ての幼児がいずれかの就学前教育機関を利用しているにもかかわらず、児童養護施設では、幼稚園74.3%、認定こども園8.6%、保育所3.7%であった。3歳児に比べ、就学前教育機関の利用率は倍の伸びを見るが、全国の4・5歳児の就学前教育機関の利用は100%、児童養護施設は87.9%と、全国の約9割に留まり、約12ポイントの差があることは着目すべき差であろう。

また特筆すべき点は、全年齢に共通して、保育所の利用が4%にも満たない低位に留まっていることも特徴的な結果である。

(2) 幼稚園利用の多さとその背景にある困難 就学前教育機関利用先の種別・設置主体を見ると、89件が私立幼稚園、次いで公立幼稚園が54施設と、私立幼稚園の利用が169施設のうち半数以上を占めている。

全国的にも幼稚園は私立の比重が高い。全国の幼稚園の設置主体別数を見ると、全国11,674園のうち国立0.4%(49園)、公立37.0%(4321園)、私立62.6%(7304園)(文部科学省2015)と、幼稚園の約6割が私立であることとも関連しているであろう。

一方で近年、保護者の就労などによる保育所利用希望者の増加もあり、全国的に幼稚園数は減少、特に公立幼稚園の減少は顕著である。幼稚園数は1985年の15,220園(うち公立幼稚園6,269園)から、上記2015年度は11,674園(うち公立4321園)と、ピーク時の約7割までへと減少の一途を辿っている(文部科学省、前掲書)が、児童養護施設では措置費の中で幼稚園費が平成21年度から

組まれ、保育料に対する補助が出されたことで幼稚園利用に拍車がかかっているとも捉えられよう。

では、幼稚園において児童養護施設の子どもはどのように受け入れられているのであろうか。幼稚園利用における受け入れに関するインタビュー結果を見ると、全7施設のうち、公立幼稚園を利用する3施設はすべて受け入れ状況は良好であったが、私立幼稚園の利用において困難が見受けられた。そこでは、「児童養護施設の子どもの入園受入パイアス」が存在し、「入園後の園文化・指導への適応が求められ」、「不適応と見なされると“やんわりと”入園や園生活の継続を断られる」、「他の園児の保護者からの評判・視線」も気に掛ける幼稚園の姿も確認される。一般的に私立幼稚園への入園は、抽選や先着順、建学の精神など設置者の理念に基づいて選考が行われるが、その線引きは統一で明確なものではなく、園それぞれに任されており、その実態は明らかではない。

「幼稚園は親の選択と園側の選考基準に『合格』した子どもが、園との直接契約によって入園するシステム、そのため保育保障に関しては市町村を始め公の実施義務はない」(保育白書、2015)とあり、その選抜の様相は不明瞭な状況が一般的にもある。

(3) 保育所利用の低さと“二重措置”という捉え

先でも確認された通り、全年齢に共通して保育所利用は4%にも満たない低位に留まっていた。こうした状況には、ある厚い壁の存在している様子が伺われる。

この中で特に目を引くのが、“二重措置”という文言である。前述の予備調査においても、保育所利用に関する自由記述式の回答において、「(施設の認識として)“二重措置”となるため保育所は利用しない」「保育所を利用したいが、関係機関に“二重措置”になるため不可と言われている」回答が顕著であったことから、今回の質問紙調査の選択項目にこれらを設定した。その結果を見ると、「自主規制(“二重措置”となるため)」「関係機関からの指導(“二重措置”となるため)の2つの回答が7割強を占める。さらに、「自主規制(“二重措置”となるため)」「関係機関からの指導(“二重措置”となるため)」を選択した施設に対し、「保育所利用に対する施設側の意識」について尋ねたところ、「慣例として、保育所には就園できないため」が全回答の半数を占める。これらのことから児童養護施設や関係機関では、保育所が利用できないことを自明のこととして捉えられている様子が伺われる。

これらの認識の中では以下2つの特徴がある。まず、『児童養護施設・保育所はともに児童福祉施設』であるゆえに利用はできない(幼稚園は教育の場であるため利用はできるが、保育所は生活の場なので不可)という

こと。次に「児童養護施設には職員(保育士)の配置基準があるため、保育所の入所要件である『保育に欠ける』(現:保育を必要とする)状態に無い」ということが挙げられる。これらの特徴はともに、制度上、保育所利用ができないという認識と捉えることができる。しかし、関係する制度を洗い出しても、“二重措置”という文言は見当たらず、児童福祉施設の二重の利用を妨げる制度も見当たらない。他方、児童養護施設と同じく社会的養護下である里親委託の場合には、保育所入所取り扱いに関する通知が、2015年に厚生労働省3課長連盟通知として出されている(厚生労働省2015)。里親の場合は、「里親の就労等により里親に委託されている児童の保育の必要性が生じた場合において」(同通知)という要件として入所を「取り計らう」ことが示されており、里親制度では、保育所利用が明文化されている。また、多少飛躍のある解釈かもしれないが、児童養護施設の職員の多忙化・職務の多岐化について、施設職員の労働環境調査を基にした堀場(2013)の指摘「子ども・親との関わり、記録、会議、行事、その他雑務など膨大な業務がある」(前掲書、p237)ことを、一般家庭におけるワーキングペアレンツ状態として捉えたとすると、上記で確認した保育所入所要件にも重なりを見せないだろうか。

そして、2015年度からの子ども・子育て新制度では、市町村の判断で教育標準時間(1号)認定を受けた子どもが保育所を利用できる特例給付・特例利用保育という仕組み(子ども・子育て支援法第28条)も設けられた。これらの制度の“活用”も視野に入れたとき、利用の幅が広がる可能性もあるであろう。以上、児童養護施設の保育所利用をめぐって確認されることは、“二重措置”という認識のもとに児童養護施設自身による「自主規制」や、都道府県・児童相談所など関係機関の「牽制」が働いている状況がみられる。しかし、保育所利用を妨げる法令・制度は見当たらず、むしろ保育の必要性の事由として挙げられている「上記に類する状態として市町村が認める場合」というグレーゾーンの事由、もしくは上記の特例給付に利用に対する活路を見出すこともできるのではないだろうか。インタビューの中で「このご時世」など、社会問題化している待機児童問題などによる保育の受け皿の狭さへの配慮も見られたが、待機児童のみならず「保育を必要とする子ども」に「等しく」保育が供給され、保育を受ける権利と

という視点からの保育所利用について、施設のみならず、関係機関も改めて捉え直していくことはできないだろうか。

(4) 結語

児童養護施設の幼児の就学前教育機関の利用率は、4・5歳児においては全国に比べ

12 ポイントも低位にあり、かつ中でも幼稚園の利用は 8 割に近い状況が確認された。児童養護施設に措置されている子どもたちにとって、施設は家庭(生活の場)であると捉えた際、家庭外での教育の選択肢が狭められていることとは、子どもの育ちのプロセスに格差がある事実を示している。

一般的に、就学前教育機関の利用に際しての基準は、就労など保護者側の状況で判断され、就学前教育を受ける子ども側の状況が想定されにくい実態がもともとある。そして、そこでの保護者とは「一般家庭」の保護者が想定されており、家庭モデルや子どもが育つ環境が側面ではしか捉えられていないことも、制度設計上の課題として考えられよう。また、就学前教育機関における児童養護施設の子どもの受け入れにおいても、その体制、理解や支援の方法について、教職員研修や(幼稚園教諭・保育士・保育教諭の)養成教育においても理解を深めていく必要性もあるであろう。現在、就学前教育と小学校以降の教育との円滑な連携について、現行幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領においても示されている。前述の通り、新幼稚園教育要領等においても、5 歳児修了時までには育てほしい具体的な姿に関する 10 項目「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」が新たに位置付けられる予定である。これらは、現在、就学前教育を受ける子どもたちは 4・5 歳児において 100%であること、就学前教育を受け小学校へと就学することが「当たり前」を前提に考えられているのであろうが、いかなる状況に置かれた子どもたちにとっても、就学前の子ども集団の経験の中で、仲間関係の広がりや多様な生活経験を通し、「幼児期から学童期における発達と学びの連続性」が保障されていくべきであろう。また近年、子どもの貧困の連鎖などをはじめとする(就学以降の)学校教育における教育と福祉双方の視点の重要性(酒井 2013)(埋橋・矢野編 2015)など、教育と福祉の連携の重要性に触れる研究がみられる。そのような意味においても、教育を「人生前半の社会保障」(広井 2006)として就学前教育までも視野に含め、幼児期の様々な生育環境における具体的な実相やそれに伴う課題を明らかにし、子どもたちが「人生の始まりこそ力強く」(OECD2006)歩んでいけるための制度設計や支援ネットワーク構築が急務とされるであろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 6 件)

坪井 瞳, 2017「児童養護施設の就学前教育機関利用をめぐる様相:「児童養護施設

の幼児の実態調査・2015」の分析を通して」子ども社会研究 23 号, pp85-108, 査読有。

村松健司・保坂 亨, 2016「児童養護施設-学校連携の現状と課題-学校からみた視点を中心に-」千葉大学教育学部紀要第 64 巻, pp123-131, 査読無。

阿部和子・柴崎正行・是澤博昭・坪井 瞳, 2015「近現代日本における育児行為と育児用品にみられる子育ての変化に関する一考察」, 人間文化 生活研究 24, pp245-246, 査読有。

大塚朱美・真田清貴・保坂 亨, 2015「不登校経験とその後の生活との関係 - 定時制高校で適応的に過ごしていた事例から - 」, 『千葉大学教育学部研究紀要第 63 巻』, pp.105-110, 査読無。

村松健司・保坂 亨・渡邊健二, 2015「施設における虐待を受けた子どもと教師の関係づくり-特別支援教育の実践を中心に-」千葉大学教育実践研究, 第 18 号, pp11-18, 査読無。

村松健司, 2014「児童養護施設と学校の協働」臨床心理学研究 No.52-1, pp1-13, 査読有。

〔学会発表〕(計 4 件)

坪井 瞳, 2016「児童養護施設の幼児の保育状況とその専門性」, 全国保育士養成協議会第 55 回研究大会, 岩手県民ホール。

坪井 瞳, 2016「就学前教育を受ける「権利」をめぐって: 児童養護施設の子どもの幼児期から考える」, 日本子ども社会学会第 23 回大会, 琉球大学。

坪井 瞳, 2015「児童養護施設における幼児期の生活実態についての研究」, 日本保育学会第 68 回大会, 椋山女学園大学。

坪井 瞳, 2014「施設入所児と学校教育: 児童養護施設における学習支援」第 20 回子ども虐待防止世界会議, 名古屋国際会議場。

〔図書〕(計 3 件)

保坂 亨(編著), 2016『続・移行支援としての高校教育』, 福村出版。

村松健司, 2015「施設入所児が抱える問題」, 伊藤良子 津田正明編, 『情動と発達・教育 子どもの成長環境』朝倉書店, pp68-83。

村松健司, 2014「入所施設における虐待を受けた子どもの遊びとその回復」『遊びからみえる子どものこころ』日本遊戯療法学会編, 日本評論社, pp106-117。

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0 件)

○取得状況(計 0 件)

〔その他〕
ホームページ等（計0件）

6．研究組織

(1)研究代表者

坪井 瞳 (TSUBOI, Hitomi)
浦和大学・こども学部・講師
研究者番号：90438896

(2)研究分担者

保坂 亨 (HOSAKA, Toru)
千葉大学・教育学部・教授
研究者番号：30173579

村松 健司 (MURAMATSU, Kenji)
首都大学東京・人文科学研究科・教授
研究者番号：00457813

以 上